

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備 考	

保有個人情報開示請求書

年 月 日

群馬県市町村会館管理組合管理者 あて

請求者 氏 名 _____

住所又は居所

〒 _____

電話番号 _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する保有個人情報 (具体的に特定してください。)	
開示の実施方法 ご希望の□にチェックしてください。 例) 「■」 「レ」	1 <input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴 2 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 事務所における開示 開示を希望する日 _____ 年 月 日) <input type="checkbox"/> 送付による交付 (希望する交付方法を上記2点からご選択ください) 写しの交付媒体 (1) <input type="checkbox"/> 紙 (<input type="checkbox"/> カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。) (2) <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R (<input type="checkbox"/> 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する (保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。) 。 ※別途読み取り費用が発生します。 (3) <input type="checkbox"/> その他の媒体 (_____)
開示請求者の種別	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
本人の状況等 (代理人による開示請求の場合のみ記入してください。)	1 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (_____ 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 2 本人の氏名 3 本人の住所又は居所 4 本人の電話番号
※ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
※ 法定代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
※ 任意代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 (_____)

注 ※印の欄は、記入しないでください。

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県市町村会館管理組合管理者に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県市町村会館管理組合を被告として（訴訟において群馬県市町村会館管理組合を代表する者は、群馬県市町村会館管理組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法	①事務所における開示（閲覧、複写機により複写したものの交付等） ②写しの交付
①事務所における開示 開示を実施することができる日 時及び場所	日程： 年 月 日から 年 月 日まで （土・日曜、祝祭日を除く。） 時間： 時 分 場所：
②写しの交付による開示 準備日数及び送付費用	準備に要する日数： 日 写しの交付に要する費用： 円 （送付に要する費用 円及び公文書の複写費用 円の合計額）
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

- 注 1 事務所が開示を受ける際は、この通知書及び本人であることを証明する書類を持参してください。
2 代理人が開示を受ける際は、注2の書類に加え、代理人の資格を証明する書類も持参してください。
3 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

保有個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県市町村会館管理組合管理者に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県市町村会館管理組合を被告として（訴訟において群馬県市町村会館管理組合を代表する者は、群馬県市町村会館管理組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法	①事務所における開示（閲覧、複写機により複写したものの交付等） ②写しの交付
①事務所における開示 開示を実施することができる日時及び場所	日程： 年 月 日から 年 月 日まで (土・日曜、祝祭日を除く。) 時間： 時 分 場所：
②写しの交付による開示 準備日数及び送付費用	準備に要する日数： 日 写しの交付に要する費用： 円 (送付に要する費用 円及び公文書の複写費用 円の合計額)
開示しない部分の概要及びその理由	個人情報保護法第78条第1項第 号 該当
※開示しない理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

- 注 1 事務所で開示を受ける際は、この通知書及び本人であることを証明する書類を持参してください。
- 2 代理人が開示を受ける際は、注1の書類に加え、代理人の資格を証明する書類も持参してください。
- 3 ※欄は、開示しない部分について、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができます場合にのみ記入してあります。
- 4 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者

印

なお、この処分に不服が年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定に基づき、次のとおり全部開示しないことを決定しましたので通知します。

ある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県市町村会館管理組合管理者に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県市町村会館管理組合を被告として（訴訟において群馬県市町村会館管理組合を代表する者は、群馬県市町村会館管理組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示しない理由	
※開示しない理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

注 ※欄は、開示をしない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にのみ記入してあります。

決 定 期 間 延 長 通 知 書
（保有個人情報開示請求）

第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 83 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
個人情報の保護に関する法律第 83 条第 1 項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

決定期間特例延長通知書
（保有個人情報開示請求）

第 年 月 日 号

様

群馬県市町村会館管理組合管理者

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、請求のあった日から60日以内に保有個人情報の相当の部分について開示決定等を行い、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等を行いますので、次のとおり通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
個人情報の保護に関する法律第83条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
個人情報の保護に関する法律第84条を適用する理由	
保有個人情報の相当部分について開示決定等を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限	年 月 日まで
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

保有個人情報の開示請求に係る事案移送書

第 号
年 月 日

（他の行政機関の長等） 殿

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

保有個人情報の開示に係る意見照会書
（法第86条第1項適用）

第 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
事務担当課等 （意見書提出先）	電話番号 (内線)
意見書提出期限	年 月 日
備 考	

注 提出期限までに「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がない場合は、意見の聴取の手続を終結し、保有個人情報の開示が行われる場合があります。

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

群馬県市町村会館管理組合管理者 あて

氏 名 _____

住所又は居所

〒 - _____

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号 _____

年 月 日 付け 第 号で照会のありましたこのことについて、次のとおり回答します。

意 見
<p>（該当する番号を○で囲んでください。「2」を○で囲んだ場合は（1）欄及び（2）欄も記載してください。）</p> <p>1 開示することについて支障がない。</p> <p>2 開示することについて支障がある。</p> <p>（1） 開示により支障（不利益）がある部分</p> <p>（2） 支障（不利益）がある具体的理由</p>
<p>（上記の他に意見があればお書きください。）</p>

- 注 1 電話番号について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号を記載してください。
- 2 本件の記載方法、内容等について不明な点がありましたら、「意見照会書」に記載されている「事務担当課等」に連絡してください。

保有個人情報の開示に係る意見照会書
（法第86条第2項適用）

第 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
個人情報の保護に関する法律第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
事務担当課等 (意見書提出先)	電話番号 (内線)
意見書提出期限	年 月 日
備 考	

注 提出期限までに「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がない場合は、意見の聴取の手続を終結し、保有個人情報の開示が行われる場合があります。

保有個人情報を開示決定した旨の通知書

第 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

（あなた、貴社等）から 年 月 日付け「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県市町村会館管理組合管理者に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県市町村会館管理組合を被告として（訴訟において群馬県市町村会館管理組合管理者を代表する者は、群馬県市町村会館管理組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

群馬県市町村会館管理組合管理者 あて

氏 名 _____

住所又は居所

〒 _____

電話番号 _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書等の番号等

文書番号： _____

日 付： _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 求める開示の実施方法（ご希望の□にチェックしてください。例）「■」「レ」

事務所における開示を希望

(1) 開示の方法について

閲覧、聴取又は視聴

写しの交付

紙（ カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。）

CD-R

電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する
（保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。）。

その他の媒体（ _____ ）

(2) 事務所での開示の実施を希望する日

_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 午前・午後

写しの送付による開示を希望

3 その他

(_____)

特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）申請書

年 月 日

群馬県市町村会館管理組合管理者 あて

氏 名 _____

住所又は居所

〒 _____

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号 _____

群馬県市町村会館管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年群馬県市町村会館管理組合条例第1号）第4条第2項の規定により、次のとおり特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）を申請します。

開示決定のあった特定個人情報の内容	
減額（免除）を求める額 ただし、2,000円を限度とする。	
減額又は免除を求める理由 ア又はイのいずれかに○印を付し、イの場合は具体的な理由を記入してください。	ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項 第号に掲げる扶助を受けており、費用を納付する資力が ないため。 イ その他（具体的な理由）

- 注 1 生活保護法による扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付してください。
- 2 この申請書は、保有個人情報開示決定通知の交付を受けた後、遅滞なく（遅くとも開示が実施される前までに）提出してください。

特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）承認通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

年 月 日付けで申請のあった特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）については、群馬県市町村会館管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年群馬県市町村会館管理組合条例第1号）第4条第2項の規定により、次のとおり承認しましたので通知します。

開示決定のあった特定個人情報の内容	
減額（免除）をする 額	
減額又は免除を承認する理由	ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第 号に掲げる扶助を受けており、費用を納付する資力がいないため。 イ その他（具体的な理由）

特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）不承認通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

年 月 日付けで申請のあった特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）については、群馬県市町村会館管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年群馬県市町村会館管理組合条例第1号）第4条第2項の規定により、次のとおり不承認としましたので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県市町村会館管理組合管理者に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県市町村会館管理組合を被告として（訴訟において群馬県市町村会館管理組合を代表する者は、群馬県市町村会館管理組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示決定のあった特定個人情報の内容	
減額又は免除を承認しない理由	

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

群馬県市町村会館管理組合管理者 あて

請求者 氏 名 _____

住所又は居所

〒 _____

電話番号 _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)
訂正請求者の種別	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
本人の状況等 (代理人による開示請求の場合のみ記入してください。)	1 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 2 本人の氏名 _____ 3 本人の住所又は居所 _____ 4 本人の電話番号 _____
※ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
※ 法定代理人が請求する場合	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
※ 任意代理人が請求する場合	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

注 1 訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければなりません。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定しましたので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県市町村会館管理組合管理者に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県市町村会館管理組合を被告として（訴訟において群馬県市町村会館管理組合を代表する者は、群馬県市町村会館管理組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正した年月日	年 月 日
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、次のとおり訂正することを決定しましたので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県市町村会館管理組合管理者に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県市町村会館管理組合を被告として（訴訟において群馬県市町村会館管理組合を代表する者は、群馬県市町村会館管理組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしない理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

決 定 期 間 延 長 通 知 書
（保有個人情報訂正請求）

第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
個人情報の保護に関する法律第94条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

決定期間特例延長通知書
（保有個人情報訂正請求）

第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、相当の期間内に訂正決定等を行いますので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
個人情報の保護に関する法律第94条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
個人情報の保護に関する法律第95条の規定を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日まで
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書

第 号
年 月 日

（他の行政機関の長等） 殿

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書

第 号
年 月 日

（他の行政機関の長等） 殿

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	（行政機関の長等） （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

第 号
年 月 日

（他の行政機関の長等） 殿

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

群馬県市町村会館管理組合管理者 あて

請求者 氏 名 _____

住所又は居所

〒 _____

電話番号 _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	_____年 _____月 _____日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号：_____ 日付：_____年 _____月 _____日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)
利用停止請求者の種別	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
本人の状況等 (代理人による利用停止請求の場合のみ記入してください。)	1 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____年 _____月 _____日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 2 本人の氏名 _____ 3 本人の住所又は居所 _____ 4 本人の電話番号 _____
※ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
※ 法定代理人が請求する場合	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
※ 任意代理人が請求する場合	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

注 1 利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なわなければならない。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 101 条第 1 項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、群馬県市町村会館管理組合管理者に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、群馬県市町村会館管理組合を被告として（訴訟において群馬県市町村会館管理組合を代表する者は、群馬県市町村会館管理組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用訂正請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止内容) (利用停止理由)
利用停止（予定）年月日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

保有個人情報不利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止しないことを決定しましたので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県市町村会館管理組合管理者に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県市町村会館管理組合を被告として（訴訟において群馬県市町村会館管理組合を代表する者は、群馬県市町村会館管理組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止しない理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

決 定 期 間 延 長 通 知 書
（保有個人情報利用停止請求）

第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
個人情報の保護に関する法律第102条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

決 定 期 間 特 例 延 長 通 知 書
（保有個人情報利用停止請求）

第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
個人情報の保護に関する法律第102条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
個人情報の保護に関する法律第103条の規定を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日まで
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

群馬県市町村会館管理組合個人情報保護審議会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

あなたからの審査請求について、次のとおり群馬県市町村会館管理組合個人情報保護審議会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第2項の規定に基づき通知します。

審査請求年月日	年 月 日
審査請求の対象となった決定	年 月 日 第 号
	(決定の内容)
審査請求の内容	
諮問をした年月日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	